

船員災害疾病発生状況報告事務取扱要領

制定 平成16年3月25日国海働第174号
最終改正 平成25年1月18日国海運第136号
令和 6年3月27日国海員第436号

船員法第111条に基づく報告のうち、災害疾病発生状況報告（以下「災害疾病報告」という。）に関する事務の取扱いについては、この要領に定めるところによる。

1. 事務取扱庁

災害疾病報告の事務は、船員法が適用される船舶所有者に係る主たる船員の労務管理の事務を行う事務所（以下「労務管理事務所」という。）の所在地を管轄する地方運輸局本局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「本局」という。）、運輸支局又は海事事務所（以下「支局等」という。）において取り扱うものとする。

2. 災害疾病報告の受理

（1）本局及び支局等は、管轄区域内の船舶所有者に対し、毎年4月末日までに災害疾病発生状況報告書（船員法施行規則第20号書式。以下「報告書」という。）を提出するよう指導する。

（2）報告書の提出にあたっては、郵送又は電子的方式により行うことも可能とする。

電子的方式により提出された報告書の受理にあたっては、原則として送付元の確認や送信元への再確認を行うなど、真に当該船舶所有者から送信がなされたものであることを確認する。

3. 報告書の審査

報告書の受理にあたっては、次の事項に留意して審査し、不備な点があれば、是正するよう指導する。

（1）報告書は船員ごとに1部提出されていること。

災害又は疾病（以下「災害等」という。）の発生がない場合は、報告書（1部で可）のてん末欄上段に「該当なし」と記載して提出されていること。

（2）報告書が、労務管理事務所の所在地を管轄する本局又は支局等に提出されていること。

なお、管轄区域外の労務管理事務所から誤って報告書が提出された場合は、当該労務管理事務所の所在地を管轄する本局又は支局等に提出するよう指導すること。

また、当該報告書が郵送又は電子的方式で提出されている場合は、速やかに管轄する本局又は支局等に送付すること。

（3）報告書の記載内容については、次の事項に特に留意すること。

- ① 「常時使用する船員数」とは、常態として使用している船員数という意味であって、臨時雇いの船員であるか否かを問わず、季節的事業における船員についてもその事業期間中常態として使用しているのであれば、常時使用する船員とする。

なお、労務管理事務所が複数存在する船舶所有者については、当該労務管理事務所で使用する船員数を内数としてカッコ書きしていること。

- ② 報告書裏面の記載心得により記載されていることを確認すること。
③ 前年度より前に発生した災害等及び休業3日未満の災害等が含まれていないこと。
④ その他記載事項に脱漏、誤りがないこと。

4. 報告書受理後の処理

- (1) 本局又は支局等においては、受理した報告書を取りまとめ、「船員法第111条報告管理システム運用・利用マニュアル」に従い、6月30日までに「船員法第111条報告管理システム」に登録する。

- (2) 「船員法第111条報告管理システム」への登録については、次の事項に留意すること。

- ① 災害用個票及び疾病用個票中の「業種」、「船種」、「団体」及び「職種」については、別添の「個票分類要領」に基づき、各分類別に該当するものを選択し、登録すること。

なお、「トン数」、「船員数」、「年齢」、「性別」、「発生月」、「休業日数」及び「国籍」については、船舶所有者欄及び災害等の「発生状況入力」画面上の各項目を入力すれば、自動的に登録される。

- ② 災害用個票中「発生時作業」、「発生時場所」、「態様」、「起因物」及び「被災箇所」の項目については、①と同様に処理すること。
③ 疾病用個票中「疾病大分類」及び「疾病小分類」の項目については、①と同様に処理すること。

5. 災害疾病発生状況の把握

本局又は支局等においては、日頃から災害等の発生状況を船員法第19条に基づく報告及び災害発生時監査報告等により把握しておくほか、船員労務官等関係者と連携を密にして積極的にこれらに関する情報の収集に努める。

6. 未報告者に対する措置

- (1) 督促

毎年4月末日までに報告書の提出がない船舶所有者については、5月の第3金曜日までに報告書を提出するよう督促状（第1号様式）により督促する。

- (2) 未報告者リストの作成

- ① 支局等は受理した報告書を取りまとめるとともに、(1)の督促状により督促してもなお期日までに報告書の提出がない船舶所有者の災害疾病報告未報告者リスト（第2号様式。以下「未報告者リスト」という。）を作成し、毎年5月末日までに本局へ送付する。

- ② 本局は受理した報告書を取りまとめ、未報告者リストを作成するとともに、支局等から送付された未報告者リストを取りまとめ、6月15日までに本省へ送付する。
- ③ 本局又は支局等は、6月末日までに報告書の提出があった場合又は未報告者リストに修正が生じた場合は、速やかに未報告者リストを修正し、本省又は本局に報告する。

(3) 窓口における確認及び指導

- ① 毎年7月1日以降の雇入契約の届出の際には、報告書の提出の有無について、未報告者リストにより確認する。
- ② 雇入契約の届出の際において、報告書の提出が行われていないことを確認した場合には、災害疾病報告を行うよう申請者を介して船舶所有者に指導する。

(4) 船員労務官への通報

督促したにもかかわらず、定められた期日までに報告しない船舶所有者については、労務管理事務所の所在地を管轄する船員労務官に通報すること。

また、本局又は支局等は、その管轄区域内に毎年6月末日までに未報告の船舶所有者がいる場合、労務管理事務所の所在地を管轄する船員労務官に、未報告者リスト及び督促状の写しを添付して通報する。

なお、未報告者リストに修正が生じた場合は、未報告者リストを修正し、速やかに船員労務官に提供する。

(第1号様式)
年 月 日

督 促 状

〇〇〇〇 殿

〇年〇月〇日付で船員法第111条に基づく災害疾病発生状況報告書の提出を求めています。貴社におかれましては、〇年〇月〇日現在、報告書の提出が確認できておりません。〇年〇月〇日までに、災害疾病発生状況報告書の提出をお願いいたします。

船舶所有者においては、災害疾病発生状況報告書の提出は法令に基づく義務となっており、未提出の場合には、法律に基づく罰則が適用され、罰金に処される場合があります。

なお、「未報告者リスト」を作成し、全国の船員労務官が共有することとなり、立入検査（事業場・船舶）に併せて確認が行われますのでご注意ください。

〇〇運輸局海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課
(〇〇運輸支局・〇〇海事事務所)
XX-XXXX-XXXX

○船員法（昭和22年法律第100号）抜粋

第108条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第111条 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、左の事項について、国土交通大臣に報告をしなければならない。

- 一 使用船員の数
- 二 給料その他の報酬の支払状況
- 三 災害補償の実施状況
- 四 その他国土交通省令の定める事項

第131条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一～六 略
- 七 第111条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

〇〇年度

災害疾病発生状況報告未報告者リスト

(第2号様式)

本局	支局等	船舶所有者	住所	電話番号

注) ①船舶所有者は地方運輸局毎、五十音順で記載すること。

②未報告者リストに掲載されてる船舶所有者から災害疾病報告書の提出があった場合には、赤字取り消し線で削除すること。

(別添)

個票分類要領

区分	No.	事項	分 類
業種	1	外航	国際航海に従事する一般船舶(船種No.0 1～No.0 9の船舶)
	2	内航 (大手)	業種No.1 以外の使用船員 100 人以上の船舶所有者の所有する一般船舶
	3	内航 (その他)	業種No.1 及び2 以外の一般船舶
	4	漁業	漁船(船種No.1 1～No.1 9の船舶)
	5	その他	業種No.1 ～No.4 以外の船舶(船種No.2 1～No.2 6の船舶)
船種	0 1	貨物	【貨 物 船】定期・不定期航路に就航し、雑貨、鋼材、機械類を輸送する船舶(一般ばら積み船、重量物船、モジュール船、冷凍運搬船、冷凍貨物船等)
	0 2	油送	【油 送 船】船倉がタンク状になっており、原油等の油類を輸送する船舶(タンカー)(給油船を含む)
	0 3	L P G	【L P G 船】プロパン・ブタン等を液化して輸送する船舶(L N G 船及びL M G 船を含む)
	0 4	セメント	【セメント専用船】セメント工場から全国各地の流通基地までの大量輸送を目的とする船舶
	0 5	自動車	【自動車専用船】自動車を専門に輸送する船舶(自動車輸送船を含む)
	0 6	コンテナ	【コンテナ 船】コンテナを専門に輸送する船舶(フルコンテナ船を含む)
	0 7	その他専用船	【専 用 船】木材、チップ、石灰石、鉄鉱石、石炭、パルプ、ペレット、ボーキサイト、ニッケル、燐鉱、塩、コークス等の専用船、カー・パルク兼用船、ケミカルタンカー、鉱・油兼用船、給水船、し尿船、廃棄物船、尿素運搬船、糖蜜運搬船等
	0 8	旅客	【旅 客 船】旅客を専門に輸送する船舶(観光地の客船、遊覧船、貨客船、通船等)
	0 9	フェリー	【フェリー】旅客及び車輛を合わせて輸送する船舶(カーフェリー、車輛渡船、貨物フェリー等)
	1 1	鰹	鰹一本釣り漁業を行う船舶
	1 2	鮪	鮪延縄漁業を行う船舶
	1 3	遠底	遠洋底曳網、遠洋トロール漁業を行う船舶(北転船を含む)
	1 4	沖底	沖合底曳網、沖合トロール漁業を行う船舶(以東底曳網漁業を含む)
	1 5	以西底	以西底曳網漁業を行う船舶
	1 6	まき網	小型、中型、大型まき網漁業を行う船舶
	1 7	いか	いか釣り、いか刺網、いか流し網漁業を行う船舶(当該漁業に係る網船、灯船、運搬船、冷凍船を含む)
	1 8	鮭・鱒	さけ・ます刺網、さけ・ます流し網、さけ・ます延縄、さけ・ます曳釣漁業を行う船舶(当該漁業に係る網船、灯船、運搬船、冷凍船を含む)
	1 9	その他の漁船	船種No.1 1～1 8 以外の底刺網、棒受網、延縄、タコ壺、捕鯨、カニ刺網、サバー本釣、金目ダイ流し網、運搬船(鮪等の合併事業関連を含む)小型底曳、カニ工船、民間の漁業取締船等
	2 1	官公庁	自衛隊所属艦船を除く官公庁署所属船舶(巡視船、調査船、取締船、練習船、消防船、気象観測船等)
	2 2	曳船	曳船(押船及び押・引兼用船を除く)
	2 3	はしけ	浮はしけ及びはしけ

	2 4	起重機	クレーン船、浚渫船(ディップ船、グラブ船及びポンプ船)、砕岩船及び杭打船
	2 5	ガット	クレーン(ガット付き)を備え、岩及び砂を運搬する船舶
	2 6	その他	船種No.0 1～2 5のいずれにも含まれない船舶(診療船、海底電線布設船、サルベージ船、砂利採取船、物理探鉱船、ブッシャーバージ、水先船、押船、投錨船、灯船、救助船、土砂運搬船、測量船、押・引兼用船、コンクリートミキサー船、民間以外の取締船、錨操作船等)
団体	1	外労協(外労部会)	日本船主協会外航労務部会加盟及び盟外の船舶所有者
	2	内航	内航労務協会加盟、内航一洋会加盟、各個別加盟、及び盟外の船舶所有者
	3	全内航	全内航加盟及び盟外の船舶所有者
	4	大型カーフェリー	大型カーフェリー労務協会加盟の船舶所有者
	5	漁労協	漁船船主労務協会加盟の船舶所有者
	6	その他	団体No.1～5のいずれにも含まれない船舶所有者(団体未加入の船舶所有者を含む)
トン数	1	5～99t	総トン数5トン以上1 0 0トン未満の船舶
	2	100～299t	総トン数1 0 0トン以上3 0 0トン未満の船舶
	3	300～699t	総トン数3 0 0トン以上7 0 0トン未満の船舶
	4	700～999t	総トン数7 0 0トン以上1, 0 0 0トン未満の船舶
	5	1000～2999t	総トン数1, 0 0 0トン以上3, 0 0 0トン未満の船舶
	6	3000～4999t	総トン数3, 0 0 0トン以上5, 0 0 0トン未満の船舶
	7	5000t～	総トン数5, 0 0 0トン以上の船舶
	8	不明	調査しても総トン数がわからない船舶
船員数	1	～9 人	常時使用する船員が1 0 人未満の船舶所有者
	2	10～49 人	常時使用する船員が1 0 人以上5 0 人未満の船舶所有者
	3	50～99 人	常時使用する船員が5 0 人以上1 0 0 人未満の船舶所有者
	4	100～299 人	常時使用する船員が1 0 0 人以上3 0 0 人未満の船舶所有者
	5	300 人～	常時使用する船員が3 0 0 人以上の船舶所有者
	6	不明	調査しても常時使用する船員数がわからない船舶所有者
年齢	0 1	～19 歳	年齢2 0 歳未満の被災者・罹患者
	0 2	20～24 歳	年齢2 0 歳以上2 5 歳未満の被災者・罹患者
	0 3	25～29 歳	年齢2 5 歳以上3 0 歳未満の被災者・罹患者
	0 4	30～34 歳	年齢3 0 歳以上3 5 歳未満の被災者・罹患者
	0 5	35～39 歳	年齢3 5 歳以上4 0 歳未満の被災者・罹患者
	0 6	40～44 歳	年齢4 0 歳以上4 5 歳未満の被災者・罹患者
	0 7	45～49 歳	年齢4 5 歳以上5 0 歳未満の被災者・罹患者
	0 8	50～54 歳	年齢5 0 歳以上5 5 歳未満の被災者・罹患者
	0 9	55～59 歳	年齢5 5 歳以上6 0 歳未満の被災者・罹患者
	1 0	60 歳～	年齢6 0 歳以上の被災者・罹患者

	1 1	不明	調査しても年齢がわからない被災者・罹患者
職種	1	職員	【甲板部の職員】 船長、航海士、員外航海士、特務航海士、航海科専任教官 【機関部の職員】 機関長、機関士、員外機関士、特務機関士、機関科専任教官 【事務部の職員】 事務長、事務員、次席事務員、船医、看護婦、C L E R K 【通信部の職員】 通信長、通信士、員外通信士 【その他の職員】 漁ろう長(職種No.0 6を参照)、運航士(職種No.0 7を参照)、その他船員法上職員とみなされる者
	2	部員	【甲板部の部員】 甲板長、船匠、船匠手、船匠員、甲板次長、操舵手、甲板手、甲板員 【機関部の部員】 操機長、操機次長、操機手、機関員 【事務部の部員】 司厨長、司厨手、司厨員、調理手、調理員、スチュワーデス、ウェイター、マリンガール、バーテンダー、ボーイ、看護長、看護手、看護員 【その他の部員】 甲板部の部員、機関部の部員及び事務部の部員のいずれにも含まれない部員
	0 1	船長	船長
	0 2	甲板部	職種No.1 及びNo.2 の甲板部職員及び甲板部部員
	0 3	機関部	職種No.1 及びNo.2 の機関部職員及び機関部部員
	0 4	通信部	職種No.1 の通信部職員
	0 5	事務部	職種No.1 及びNo.2 の事務部職員及び事務部部員
	0 6	漁ろう長	漁船に乗り組み好漁場の判断等を行い、その好漁場に導く仕事をする者(船長と兼務の場合は職種No.0 1 とする)
	0 7	運航士	船舶職員法第2 条第3 項に定める職務を行う者
	0 8	船舶技師	船舶技師
	0 9	事業員	漁船が船団を形成して出漁する際、母船及び工船に乗り組み漁獲物の解体、缶詰製造、魚種の選別等の業務を行う者
	1 0	その他	職種No.0 1 ～No.0 9 のいずれにも含まれない者
性別	1	男	男性
	2	女	女性
発生月	0 1	1 月	
	0 2	2 月	
	0 3	3 月	
	0 4	4 月	
	0 5	5 月	
	0 6	6 月	
	0 7	7 月	
	0 8	8 月	
	0 9	9 月	
	1 0	10 月	
	1 1	11 月	
	1 2	12 月	

	1 3	不明		
休業日数	0 1	職	3 日	災害(職務上)及び疾病で職務に従事することができなかった日数(発生当日を含む)が3日間のもの
	0 2	務	4～7 日	災害(職務上)及び疾病で職務に従事することができなかった日数(発生当日を含む)が4日～7日間のもの
	0 3	上	8～29 日	災害(職務上)及び疾病で職務に従事することができなかった日数(発生当日を含む)が8日～29日間のもの
	0 4		30～89 日	災害(職務上)及び疾病で職務に従事することができなかった日数(発生当日を含む)が30日～89日間のもの
	0 5		90 日～	災害(職務上)及び疾病で職務に従事することができなかった日数(発生当日を含む)が90日以上のもの
	0 6		死亡	災害(職務上)で即死及び当該災害が原因で死亡したもの並びに疾病が原因で死亡したもの
	0 7		行方不明	災害(職務上)が原因で行方不明となったもの
	0 8		不明	災害(職務上)及び疾病で、調査しても休業日数が不明のもの
	1 1	職	死亡	職務外の災害で死亡したもの
	1 2	務	その他	職務外の災害で、職務に従事することできなかったもの(休業日数3日以上のもの)
	1 3	外	行方不明	職務外の災害で行方不明となったもの
	1 4		不明	職務外の災害であることはわかるが、職務に従事できなかった日について調査してもわからないもの
	2 1	不明		職務上・職務外なのかもわからず、調査しても休業日数についてわからないもの
国籍	→	→		具体的な国名を記入する

災害分類要領

区分	No.	事項	内容	
発生時作業	0 1	職務上	出入港	出入港時の揚投錨、岸壁又は浮標等への係留、解らん、港内における他船への接・離舷等、水先人の乗下船に伴う作業及びこれらに関連する一連の行動（シフト作業、錨泊を含む）
	0 2		荷役	貨物、船用品等の船内への積み込み又は船外への積み出し、船内外での移動、整理等及びこれらに関連する一連の行動（例えば、荷役装置機械類等の荷役のための準備又は整理、船倉・庫等の蓋、扉、口等の開閉作業、積荷である漁獲物の積み込み又は積み出し等を含む）
	0 3		運航・運転	【運航】甲板当直等船舶の運航に関連する一連の作業 【運転】機関当直等船舶の運転に関連する一連の作業（荷役機械等の運転は除く） 他船の曳航時そのロープ等にはねられた場合及び狭水道航行時の作業災害を含む
	0 4		整備・管理	機械、器具、用具類等の整備・修理（船内外を問わない）船内の清掃片付け又はさび落し、塗装及びこれらに関連する一連の作業（荒天準備作業を含む）（出入港、荷役、運航・運転、調理、漁ろう、漁具・漁網取扱い、漁獲物取扱い等の作業の直前・直後における清掃、片付けは、それぞれの一連の作業とみなし除く）
	0 5		調理	調理に伴う食料品、調理器具等の調理室（食料庫（冷蔵用のものを含む）調理室備付けの冷蔵庫を含む）内への搬入・搬出、調理全般、食料類の出し入れ及び廃棄物の投棄並びにこれらに関連する一連の作業（配膳作業を含む）
	0 6		漁ろう	水産物を採捕することを目的に漁具・漁網を海中に設置又は投下し、それを引上げ漁獲された水産物の漁具・漁網からの取外しまでの作業（例えば、漁網・漁具を海中に設置又は投下する手段に関連した作業）
	0 7		漁具漁網取扱	漁具・漁網の補修、整理又は格納庫等への搬入・搬出の作業（船内への積み込み又は船外への積み出しは、荷役作業とする）
	0 8		漁獲物取扱	箱詰、選別又は鮮度保持上の氷蔵、冷凍処理、搬入・搬出及びすり身加工等並びにこれらに関連する一連の作業（水産物の水揚げ又は鮮魚運搬船への転載は荷役作業とする）
	0 9		その他	発生時作業No.0 1～No.0 8以外で、職務上の取扱いができる災害に係る作業（防火、防水、総員退船操練等を含む）
	1 0		不明	職務上の災害であることはわかるが、調査しても作業についてわからないもの
	2 1	職務外	職務外の災害に係る行動作業	
	3 1	不明	発生時作業No.0 1～No.2 1以外で、調査しても行動作業についてわからないもの	
発生時場所	0 1	船内	ブリッジ	船橋、操舵室等のあるところ
	0 2		自室	乗組員居室
	0 3		甲板上	通路、階段を除く露出甲板をいい、通常、船橋甲板（コンパス甲板・航海甲板）、ボート甲板、船尾甲板、遮蔽甲板の一部（工場を含む）
	0 4		食堂等	食堂、サロン、フロ、トイレ、娯楽室、スモーキングルーム、バー、社交室、運動室、児童室等
	0 5		調理室	調理室、冷蔵庫（調理室に備付けのものを含む）、食料庫（冷凍設備のあるものを含む）、配膳室等
	0 6		通路	甲板上を除く全通路（キャッチャーボートの砲座への通路、タンカーの特殊通路、エントランスホールを含む）
	0 7		階段	船舶に備付け、設置されている全階段、梯子、タラップ、歩み板
	0 8		倉庫	ホールド、船倉、漁倉、車輛甲板等
	0 9		機関室	機関室及び工作室、軸室、ポンプ室、ジャイロ室、空調室等
	1 0		その他	発生時場所No.0 1～No.0 9以外の船舶の場所

態様	1 1	不明	発生時場所№.0 1～№.1 0以外で船内であることはわかるが、調査しても場所がわからないもの
	2 1	船	入渠時船内以外のドック内での災害発生場所
	2 2	外	停泊中の港湾施設（岸壁、倉庫、客船等への乗下船の際使用する待合所等）で発生したもの
	2 3	その他	発生時場所№.1 1～2 2以外で船舶外の災害発生場所
	3 1	不明	発生時場所№.0 1～2 3以外で災害の発生時場所が調査してもわからないもの
	0 1	転落・墜落	どこから転落し、どこから墜落したかを明らかにすることが必要で、その場所、つまり作業箇所、作業面等が転落又は墜落の起因物となり、人が転落又は墜落して激突した物は起因物とはならない。転落してはさまれた場合等及びすべり、つまづきによる転落・墜落は、転落・墜落に分類する。海中転落は除き、感電しての墜落は、感電に分類する。
	0 2	転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合をいう。転倒して、激突したときは、転倒に分類する。海中転落は含まない。
	0 3	激突	転落・墜落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合をいう。
	0 4	飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人に当たった場合をいう。工具等を使用し、機械の修理中、切削粉等飛来その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。爆発による破裂の時の破片等による災害は爆発に分類する。
	0 5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等を含む。）足場等が崩れ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。立て掛けてあった物が倒れた場合を含む。
	0 6	激突され	飛来・落下、崩壊・倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。つり荷、動いている機械の部分等が当たってきた場合を含む（はねられを含む。）。海中転落は除く。
	0 7	はさまれ	物にはさまれ、つぶされ、ねじられる等をいう。物と物との間にはさまれ動きがとれなくなる場合をいう。
	0 8	まき込まれ	物にまき込まれ、つぶされ、ねじられる等の状態をいう。シャフト、ウインドラム等高速回転体に引き込まれていく場合をいう。
	0 9	切れこすれ	こすられた場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ・こすれ等、使用中の工具、置いてある工具等に触れて切られる場合（刺された場合を含む。）。
	1 0	踏みぬき	釘、金属片等を踏み抜いた場合、歩み板等の踏み抜き、階段等で踏み外しその場で捻挫したなどを含む。足場、歩み板、階段等を踏み外し及び踏み抜いて墜落した場合は、墜落に分類する。
	1 1	海中転落	船体の動揺、踏み抜いて海中に転落、つまづいて海中へ転落等はすべて海中転落へ分類する。
	1 2	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音を伴う膨張等が起こる場合をいう（破裂を含む。）。容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。爆発と火災が同一時に発生した場合には、災害対策を立てる立場から爆発を選択するものとする。
	1 3	火災	火災に関連して連鎖的に発生する現象としては、爆発と有害物・危険物によるガス中毒等があるが、その場合には、災害の態様の分類方法に従い爆発は火災より優先される。危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
	1 4	海難	船舶の衝突、乗り揚げ、浸水、転覆、座礁等による災害をいう。
	1 5	酸欠	有害物等（危険物船舶運送及び貯蔵規則等の法令上に規定のあるもの等）及び穀物、鉄鉱石等の積荷の取扱い、積載・貯蔵作業中等に発生した酸素欠乏をいう（有害物等との接触を含み、中毒を除く。）。 ※有害物等（氷酢酸、酢酸溶液、酸化アセチル、臭化アセチル、ヨウ化アセチル、ブチルリン酸、混酸、アクリル酸、アルキルアミン酸類及びポリアミン類、アルキル・アリル、トルエンスルホン酸、クロロギ酸アリル、臭化アルミニウム、塩化アルミニウム、リ酸水素アミル、液体アンモニア、塩素、ベンゼン、トルエン、キシロール、アクリルニトリル、二硫化炭素、アセトンシアンヒドリン、硝酸、塩酸、苛性ソーダ、アセトアルデヒドアンモニア、硝酸アンモニウム肥料、ブルーアスベスト、ホワイトアスベスト、ドライアイス、ヒマの実、生石灰、ジプロモジフルオルメタン、魚粉、ホルムアルデヒド水溶液、成型用プラスチック原料、ポリ塩化ビフェニル類、重クロム酸カリウム、重クロム酸ナトリウム、麻布、アスファルト、次亜硫

		酸亜鉛、コルク、一酸化マンガン等)
1 6	中毒	有害物等（酸欠を参照）の取扱い、積載・貯蔵作業中等に発生した中毒災害をいう。
1 7	高温・低温の物との接触	火炎、湯、スチーム、スチームパイプ、タービン、ボイラー、ディーゼル等と接触した場合、廃油等の投棄にあたっての接触、冷凍庫内等低温の環境下にさらされる等高温又は低温の物又は環境下に接触し又は暴露され災害が発生した場合をいう。
1 8	感電	帯電体に触れ又は放電により人が衝撃を受けた場合（直接帯電体に触れる場合と媒体を通して感電する場合がある。）をいう。媒体を通して感電した場合には、そのもととなる機械・設備が起因物となる。
1 9	動作の反動・無理な動作	態様No.0 1～No.1 8以外の場合であって、重いものを持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の姿勢、動作等が起因して筋を違える、捻る、挫く等これに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落した場合は転落・墜落に、重い物を持ちすぎて転倒した場合は転倒に、それぞれ分類する。
2 0	その他	態様No.0 1～No.1 9以外でいずれにも分類されないものをいう。
2 1	不明	態様を分類するうえで、てん末が不明で調査してもわからないものをいう。
起因物	0 1	甲板装置 【荷役機械】 クレーン、デリック（ジンボールを含む）、エレベーターリフト、揚貨装置、ゴンドラ、モッコ、ローディングアーム、コンベアー、トップングリフト、バックウエイト、ガイ、パイポッドマスト、クロスツリー、デリックステップ、チュールケンマスト、ジンプロック、カーゴフック、タモ、荷役ポンプ、ハッチカバー取り外し装置、カーゴフォール、ジブ、カーゴシャックル、ハンガーウインチ、荷役ウインチ、マスト、ヘビーデリックステップ、タンクウエイト等 【揚揚・係船機】 ローラー、ウインチ、揚錨機（ウインドラス）、デップロープ、クリヤーホーサー、ペンダント、スリップストッパー、ブイ・ロープ（ホーサー）、キャブスタン、ティーボート、制鎖器、アンカーチェーン、曳索等
	0 2	漁ろう装置 自動釣り機（いか、かつお船）、漁ろうウインチ、ギャロース、ドラム、ワイヤーリール、ネットホーラー、巻揚げ機、ラインホーラー、捕鯨砲、天秤、投縄用スローコンベアー、サイドスラスター、Vローラー、トロールウインチ、曳網用ブーム、トップローラー、ガントリー、ウインチドラム、トラパーサー、ヤグラ、ブーム、ソロバン型コンベアー、いか釣り用ローラー等
	0 3	機関装置 主機・補機（エンジンルームに設置されている機器等）
	0 4	加工装置 【水産加工機器】 フィッシャーミルプラント、魚カッター等 【調 理 機 器】 冷蔵庫、ガスコンロ、食器類、包丁、ハサミ、カッター、電気ガマ、湯沸器等
	0 5	その他の動力機械 操舵機械、空調機械、消火機械、ポンプ（荷役ポンプを除く。）、工作機械、溶接機械、バッタワース装置等
	0 6	冷凍装置 冷凍庫、圧縮冷凍機械、冷凍船の冷凍室等
	0 7	甲板 【甲 板】 通路、階段を除く露出甲板をいい、通常、船橋甲板（コンパス甲板・航海甲板）、ボート甲板、船尾甲板、遮蔽甲板の一部 【通 路】 甲板を除く全通路（キャッチャーボートの砲座への通路、タンカーの特殊通路、エントランスホールを含む） 【階段・梯】 階段、梯（船体備付け及び船体構造物上のものを含む） 【ド ア】 ハッチ、ドア（船体構造上のドア、ハッチを含む）、魚倉蓋、船倉蓋、水密扉等
	0 8	歩み板・げん梯 歩み坂、げん梯、タラップ等
	0 9	その他の船体構造物 タンク等（ハンドル、手すり、ハッチコーミング、ハンドレール、スリップウエイ、ボラード、コントローラー、ブルワーク、スカッパー、ブルワークスタンション、通風筒、フレーム、キール、ボートダビット、クレードル等）、船倉、魚倉等
	1 0	用具・工具 【索 具】 ロープ、ワイヤー、ホーサー、チェーン、縄、フック、シャックル（荷役装置等と連動・連結して使用するものは、荷役装置の中に含む） 【用具・工 具】 木材加工用機械装置、金属類加工用機械装置、ツルハシ、ナイフ、ハンマー、スパナ、レンチ、スコップ、とび口、クロスピット、カッター、パイプ、カーゴライン、ノミ、ノコギリ、携帯式電力工具を含む、ホース、フック、タガネ、モンキーレンチ、マリンスパイキ、レッ

		ド、ストッパー、スタンション、冷凍パン、移動タンク、ボンベ、パラアンカー等 【機械部品】機械単独の部品又は分解修理中等の部品
1 1	積荷	漁獲物（水産物）、穀物（米、大豆、小豆、その他の穀類）、鉄鉱石、コンテナ、箱物、ドラム缶、重量物、その他雑貨物、冷凍コンテナ等
1 2	漁具・漁網	オッターボード（開口板）、釣り針、釣り竿、漁網、沈子、浮子、ラジオブイ、テグス、チェーン、シャックル、ビーム、ボビン、グランドロープ、三角板、漁具・漁網に連結したロープ・ワイヤー、シーグル、エンドリング、パースリング、コルク、タモ網、サルカン、杵、ステー、カゴ、突棒、鰯、カギ、カマ等
1 3	物質・材料	【有害物】液体アンモニア、塩素、ベンゼン、トルエン、キシロール、アクリルニトリル、二硫化炭素、アセトンシアンヒドリン、硝酸、硫酸、塩酸、苛性ソーダ、アセトアルデヒドアンモニア、硝酸アンモニウム肥料、ブルーアスベスト、ホワイトアスベスト、ドライアイス、ヒマの実、生石灰、ジブロモジフルオルメタン、魚粉、ホルムアルデヒド水溶液、成型用プラスチック原料、ポリ塩化ビニフェル類、重クロム酸ナトリウム、麻布、アスファルト、次亜硫酸亜鉛、コルク、二酸化マンガン等（危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条参照） 【危険物】①高压容器のアセチレン、メタン、プロパン、炭酸ガス及び酸素。②高压容器内の冷凍用触媒（炭酸ガスを除く）。③引火点が摂氏61度以下の機関用燃料（船体構造の一部を形成するタンク内にあるものを除く）。④引火点が摂氏61度以下のペイント類。⑤危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条の火薬類、高压ガス、腐蝕性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化物質類等。⑥機関補修・点検時等に使用する油等 【材料等】金属材料（板、棒、パイプ、線材、帯材）、ボルト、ナット、ネジ、釘、木材等（角材、丸太、板、竹材）、石、砂、砂利、氷塊等
1 4	波浪	時化及び大風等により波浪が発生し、そのために災害が発生した場合
1 5	起因なし	人のみが起因となり災害が発生した場合（自分で飛び降りた場合を含む）
1 6	その他	起因物No.0 1～No.1 5以外で、本船と他船及び波浪・雷以外の自然条件（起因物No.1 4の波浪以外の波による船体のローリング又はピッチングが原因とみられる船体の動揺により災害が発生したものを含む）の変化等
1 7	不明	起因物No.0 1～1 6以外で、起因物について調査してもわからないもの
被災箇所	0 1	頭部
	0 2	顔面
	0 3	胸部
	0 4	腹部
	0 5	上肢
	0 6	背部
	0 7	腰部
	0 8	下肢
	0 9	全身
	1 0	外傷なし
	1 1	不明

疾病分類要領

区分	No.	事項	内容
疾病大分類	0 1	感染症	感染症及び寄生虫症
	0 2	新生物	新生物
	0 3	血液	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害
	0 4	内分泌	内分泌、栄養及び代謝疾患
	0 5	精神行動障害	精神及び行動の障害
	0 6	神経系	神経系の疾患
	0 7	目・付属器	眼及び付属器の疾患
	0 8	耳・乳様突起	耳及び乳様突起の疾患
	0 9	循環器系	循環器系の疾患
	1 0	呼吸器系	呼吸器系の疾患
	1 1	消化器系	消化器系の疾患
	1 2	皮膚	皮膚及び皮下組織の疾患
	1 3	筋骨格系	筋骨格系及び結合組織の疾患
	1 4	尿路性器系	尿路性器系の疾患
	1 5	妊娠分娩	妊娠、分娩及び産じょく
	1 6	先天奇形	先天奇形、変形及び染色体異常
	1 7	その他	その他
	1 8	不明	不明
疾病小分類	0101	腸感染症	腸管感染症
	0102	結核	結核
	0103	性的感染症	主として性的伝播様式をとる感染症
	0104	皮膚ウイルス疾患	皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス疾患
	0105	ウイルス肝炎	ウイルス肝炎
	0106	その他のウイルス	その他のウイルス疾患
	0107	真菌症	真菌症
	0108	感染症後遺症	感染症及び寄生虫症の続発・後遺症
	0109	その他の感染症	その他の感染症及び寄生虫症
	0201	胃の悪性新生物	胃の悪性新生物
	0202	腸の悪性新生物	結腸の悪性新生物
	0203	直腸の悪性新生物	直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物
	0204	肝、胆管の悪性新生物	肝及び肝内胆管の悪性新生物

0205	気管、肺の悪性新生物	気管、気管支及び肺の悪性新生物
0206	乳房の悪性新生物	乳房の悪性新生物
0207	子宮の悪性新生物	子宮の悪性新生物
0208	悪性リンパ腫	悪性リンパ腫
0209	白血病	白血病
0210	悪性新生物	その他の悪性新生物
0211	良性新生物	良性新生物及びその他の新生物
0301	貧血	貧血
0302	その他の血液	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害
0401	甲状腺	甲状腺障害
0402	糖尿病	糖尿病
0403	その他の内分泌	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患
0501	認知症	血管性認知症及び詳細不明の認知症
0502	物質使用精神行動障害	精神作用物質使用による精神及び行動の障害
0503	統合失調症	統合失調症、統合失調症病型障害及び妄想性障害
0504	気分障害	気分〔感情〕障害（躁鬱病を含む）
0505	神経症	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
0506	その他の精神行動障害	その他の精神及び行動の障害
0601	パーキンソン	パーキンソン病
0602	アルツハイマー	アルツハイマー病
0603	てんかん	てんかん
0604	脳性麻痺	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群
0605	自律神経障害	自律神経系の障害
0606	その他の神経	その他の神経系の疾患
0701	結膜炎	結膜炎
0702	白内障	白内障
0703	屈折障害	屈折及び調節の障害
0704	その他の眼の疾患	その他の眼及び付属器の疾患
0801	外耳炎	外耳炎
0802	その他の外耳疾患	その他の外耳疾患
0803	中耳炎	中耳炎
0804	その他の中耳・乳様突起	その他の中耳及び乳様突起の疾患
0805	メニエール病	メニエール病
0806	その他の内耳疾患	その他の内耳疾患

0807	その他の耳疾患	その他の耳疾患
0901	高血圧	高血圧性疾患
0902	虚血性心疾患	虚血性心疾患
0903	その他の心疾患	その他の心疾患
0904	くも膜下出血	くも膜下出血
0905	脳内出血	脳内出血
0906	脳梗塞	脳梗塞
0907	脳動脈硬化	脳動脈硬化（症）
0908	その他の脳血管	その他の脳血管疾患
0909	動脈硬化	動脈硬化（症）
0910	痔核	痔核
0911	低血圧	低血圧（症）
0912	その他の循環器系	その他の循環器系の疾患（リウマチ熱を含む）
1001	急性鼻咽頭炎	急性鼻咽頭炎〔かぜ〕
1002	急性咽頭、扁桃	急性咽頭炎及び急性扁桃炎
1003	その他の上気道感染	その他の急性上気道感染症
1004	肺炎	肺炎
1005	気管、細気管支炎	急性気管支炎及び急性細気管支炎
1006	アレルギー性鼻炎	アレルギー性鼻炎
1007	慢性副鼻腔炎	慢性副鼻腔炎
1008	その他の気管支炎	急性又は慢性と明記されない気管支炎
1009	閉塞性肺疾患	慢性閉塞性肺疾患
1010	喘息	喘息
1011	その他の呼吸器系	その他の呼吸器系の疾患
1101	う蝕	う蝕
1102	歯肉、歯周疾患	歯肉炎及び歯周疾患
1103	歯及び支持組織	その他の歯及び歯の支持組織の障害
1104	潰瘍	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍
1105	胃・腸炎	胃炎及び十二指腸炎
1106	アルコール性肝疾患	アルコール性肝疾患
1107	慢性肝炎	慢性肝炎（アルコール性のものを除く）
1108	肝硬変	肝硬変（アルコール性のものを除く）
1109	その他の肝疾患	その他の肝疾患
1110	胆石症	胆石症及び胆のう炎

1111	膝疾患	膝疾患
1112	その他の消化器系	その他の消化器系の疾患（虫垂炎及び腸閉塞を含む）
1201	皮下組織感染	皮膚及び皮下組織の感染症
1202	皮膚炎・湿疹	皮膚炎及び湿疹
1203	その他の皮膚	その他の皮膚及び皮下組織の疾患
1301	多発関節障害	炎症性多発性関節障害（痛風を含む）
1302	関節症	関節症
1303	脊椎障害	脊椎障害（脊椎症を含む）
1304	椎間板障害	椎間板障害
1305	頸腕症候群	頸腕症候群
1306	腰痛・座骨神経痛	腰痛症及び座骨神経痛
1307	脊柱障害	その他の脊柱障害
1308	肩の障害	肩の障害
1309	骨の密度障害	骨の密度及び構造の障害
1310	その他の筋骨格系	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患
1401	糸球体・腎尿細管	糸球体疾患及び腎尿細管質性疾患
1402	腎不全	腎不全
1403	結石	尿路結石症
1404	その他の尿路系	その他の尿路系の疾患
1405	前立腺肥大	前立腺肥大（症）
1406	男性性器	その他の男性性器の疾患
1407	月経障害	月経障害及び閉経周辺期障害
1408	女性性器	乳房及びその他の女性性器の疾患
1501	流産	流産
1502	妊娠中毒症	妊娠中毒症
1503	その他の妊娠	その他の妊娠、分娩及び産じょく
1601	心臓の先天奇形	心臓の先天奇形
1602	その他の先天奇形、異常	その他の先天奇形、変形及び染色体異常
1701	その他	その他
1801	不明	不明

(別紙 1)

各 局 識 別 符 号 一 覧

運輸局等	本・支局・事務所	識別符号
北海道	本 局	A A
	函 館	A B
	室 蘭	A C
	苫小牧	A D
	釧 路	A E
	根 室	A F
東 北	本 局	B A
	気仙沼	B B
	石 巻	B C
	福 島	B D
	岩 手	B E
	青 森	B F
	八 戸	B G
	山 形	B H
	秋 田	B I
北陸信越	本 局	C A
	石 川	C B
	富 山	C C
関 東	本 局	D A
	東 京	D B
	川 崎	D C
	三 崎	D D
	千 葉	D E
	銚 子	D F
	茨 城	D G
	鹿 島	D H

運輸局等	本・支局・事務所	識別符号
中 部	本 局	E A
	三 重	E B
	鳥 羽	E C
	静 岡	E D
	下 田	E E
	福 井	E F
近 畿	本 局	F A
	京 都	F B
	和歌山	F C
	勝 浦	F D
神 戸	監理部	G A
	姫 路	G B
中 国	本 局	H A
	尾 道	H B
	因 島	H C
	呉	H D
	鳥 取	H E
	島 根	H F
	岡 山	H G
	水 島	H H
	山 口	H I

運輸局等	本・支局・事務所	識別符号
四 国	本 局	I A
	徳 島	I B
	愛 媛	I C
	今 治	I D
	宇和島	I E
	高 知	I F
九 州	本 局	J A
	宇 部	J B
	下 関	J C
	福 岡	J D
	若 松	J E
	三 池	J F
	長 崎	J G
	佐世保	J H
	大 分	J I
	佐 賀	J J
	熊 本	J K
	宮 崎	J L
	細 島	J M
	鹿児島	J N
	名 瀬	J O
沖 縄	本 局	K A